

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により桜井市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和六年三月一日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポ桜井

所在地 桜井市大字東新堂五一二番六ほか

二 桜井市から聴取した意見の概要

1 各種関係法令（地方公共団体の条例を含む。）を遵守すること。

2 大規模小売店舗立地法第四条の指針を最大限遵守すること。

3 1及び2に関連して、速やかに本市の関係部局への相談・協議等を開始し、連絡調整を緊密に行うこと。

三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和六年三月一日から同年四月一日まで。ただし、奈良県の休日を含める条例（平

成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで